

議案第 12 号
議決第 号

始良市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2019年（平成31年）2月18日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

始良市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成22年始良市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の始良市職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法等の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下この項において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。